

議案第58号

取手市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例について

取手市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成15年条例第27号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成29年12月1日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

土砂等による土地の埋立て、盛土等について、改良土の禁止をはじめとした土砂等の性質の規制の強化、事前協議制度の新設、埋立て等を行う土地の所有者の義務に関する規定及びその義務に違反した場合の勧告制度の新設等を行い、市民の生活環境をより保全していくため、本条例の一部を改正するものです。

取手市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例

取手市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成15年条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 特定事業 土砂等による土地の埋立て等を行う事業であって、埋立て等に供する区域の面積が300平方メートル以上<u>5,000平方メートル未満</u>であるもの（埋立て等に供する区域の面積が300平方メートル未満であっても、当該埋立て等に供する区域に隣接する土地において、当該事業を施工する日前1年以内に土砂等による土地の埋立て等を行う事業が既に施工され、又は施工中の場合においては、当該事業の埋立て等に供する区域の面積と既に施工され、又は施工中の土砂等による土地の埋立て等を行う事業の埋立て等に供する区域の面積が合算して300平方メートル以上となるものを含む。ただし、当該事業に供する土地の所有者及び管理者若しくは占有者並びに当該事業を施工する者のいずれもが、既に施工され、又は施工中の土砂等による土地の埋立て等を行う事業における者と異なるときは、この限りでない。）をいう。</p> <p>(4)から(6)まで (略)</p> <p>(不適正な土砂等による土地の埋立て等の禁止)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 特定事業 土砂等による土地の埋立て等を行う事業であって、埋立て等に供する区域の面積が300平方メートル以上であるもの（埋立て等に供する区域の面積が300平方メートル未満であっても、当該埋立て等に供する区域に隣接する土地において、当該事業を施工する日前1年以内に土砂等による土地の埋立て等を行う事業が既に施工され、又は施工中の場合においては、当該事業の埋立て等に供する区域の面積と既に施工され、又は施工中の土砂等による土地の埋立て等を行う事業の埋立て等に供する区域の面積が合算して300平方メートル以上となるものを含む。ただし、当該事業に供する土地の所有者及び管理者若しくは占有者並びに当該事業を施工する者のいずれもが、既に施工され、又は施工中の土砂等による土地の埋立て等を行う事業における者と異なるときは、この限りでない。）をいう。</p> <p>(4)から(6)まで (略)</p> <p>(不適正な土砂等による土地の埋立て等の禁止)</p>

第5条 何人も、次に掲げる土砂等を使用して、土砂等による土地の埋立て等を行ってはならない。

(1) 建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(平成3年建設省令第19号)別表第1に掲げる第1種建設発生土、第2種建設発生土又は第3種建設発生土に該当しないもの

(2) 土砂等の性質及び有害物質(鉛、ひ素、トリクロロエチレンその他の物質であって、それが土壤に含まれることに起因して人の健康に係る被害が生ずるおそれがあるものとして規則で定めるものをいう。)による汚染の状態が規則で定める基準に適合しないもの

(3) 改良土(土砂等(泥土を含む。))又は建設汚泥にセメント又は石灰を混合し、化学的安定処理を行ったものをいう。)

(事前協議)

第5条の2 特定事業を行おうとする者は、第6条又は第9条第1項の許可の申請を行う前に、規則で定めるところにより、市長と協議しなければならない。

(土地所有者の同意)

第5条の3 特定事業を行おうとする者は、あらかじめ特定事業に供する土地の所有者に対し、当該申請が第7条第1項の規定によるものである場合にあっては同項各号に掲げる事項を、当該申請が同条第2項の規定によるものである場合にあっては同項各号に掲げる事項を説明し、その同意を得なければならない。ただし、特定事業を行おうとする者が、特定事業に供する土地(所有者が1人である土地に限る。)の所有者である場合にあっては、この限り

第5条 何人も、茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(平成15年茨城県条例第67号。以下「県条例」という。)第7条第1項第1号に規定する有害物質の基準に適合しない土砂等を使用して、土砂等による土地の埋立て等を行ってはならない。

でない。

(特定事業の許可)

第6条 特定事業を行おうとする者は、特定事業区域ごとに、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。ただし、当該特定事業が次の各号のいずれかに該当する場合には、この限りでない。

(1)及び(2) (略)

(3) 他の法令又は条例(以下「法令等」という。)の規定による許認可等(許可, 認可, 免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分をいう。以下同じ。)その他の行為に係る事業であって, 規則で定めるもの

(4) 前3号に定めるもののほか, 許可が必要ないものとして規則で定める事業(許可の申請)

第7条 前条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に特定事業区域及びその周辺の状況を示す図面その他の規則で定める書類及び図面を添付して市長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 特定事業の目的

(3)から(6)まで (略)

(7) 特定事業区域の周辺の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画

(8) (略)

2 前項の規定にかかわらず、前条の許可を受けようとする特定事業が他の場所への搬出を目的として土砂等のたい積を行う

(特定事業の許可)

第6条 特定事業を行おうとする者は、特定事業区域ごとに、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。ただし、当該特定事業が次の各号のいずれかに該当する場合には、この限りでない。

(1)及び(2) (略)

(3) 採石法(昭和25年法律第291号), 砂利採取法(昭和43年法律第74号)その他の法令及び条例(以下「法令等」という。)に基づき許認可等(許可, 認可, 免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分をいう。以下同じ。)がなされた採取場から採取された土砂等を販売するために一時的に土砂等のたい積を行う事業

(4) 県条例第6条第1項の規定による茨城県知事の許可を受けなければならない事業

(5) 前各号に定めるもののほか, 許可が必要ないものとして規則で定める事業(許可の申請)

第7条 前条の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に特定事業区域及びその周辺の状況を示す図面その他の規則で定める書類及び図面を添付して市長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2)から(5)まで (略)

(6) 特定事業が施工されている間において土砂等の崩落, 飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置

(7) (略)

2 前項の規定にかかわらず、前条の許可を受けようとする特定事業が他の場所への搬出を目的として土砂等のたい積を行う

特定事業(以下「一時たい積」という。)である場合にあっては、当該許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に特定事業区域及びその周辺の状況を示す図面その他の規則で定める書類及び図面を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 前項第1号から第3号までに掲げる事項

(2)から(6)まで (略)

(許可の基準)

第8条 市長は、第6条の許可の申請が次に掲げる事項に適合していると認めるときでなければ、同条の許可をしてはならない。

(1)及び(2) (略)

(3) 特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画が特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止のために必要な措置に関する基準として規則で定める基準に適合するものであること。

2 (略)

(土砂等の搬入の届出)

第11条 第6条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業区域に土砂等を搬入しようとするときは、当該土砂等の採取場所ごとに、当該土砂等が当該採取場所から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるもの及び当該土砂等が第5条各号に掲げる土砂等に該当しないことを証するために必要な書面で規則で定めるものを添付して市長に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、当該土砂等が同条各号に掲げる土砂等に該当しないことを証するために必要な書面で規則で定めるものの添付は、これを省略することができる。

特定事業(以下「一時たい積」という。)である場合にあっては、当該許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に特定事業区域及びその周辺の状況を示す図面その他の規則で定める書類及び図面を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 前項第1号及び第2号に掲げる事項

(2)から(6)まで (略)

(許可の基準)

第8条 市長は、第6条の許可の申請が次の各号に掲げる事項に適合していると認めるときでなければ、同条の許可をしてはならない。

(1)及び(2) (略)

(3) 特定事業が施工されている間において、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が図られていること。

2 (略)

(土砂等の搬入の届出)

第11条 第6条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業区域に土砂等を搬入しようとするときは、当該土砂等の採取場所ごとに、当該土砂等が当該採取場所から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるもの及び当該土砂等が汚染されていないこと(当該土砂等が県条例第7条第1項に規定する有害物質の基準に適合する土砂等であることをいう。以下同じ。)を証するために必要な書面で規則で定めるものを添付して市長に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、当該土砂等が汚染されていないことを証するために必要な書面で規則で定めるものの添付は、これを省略することが

(1) 当該土砂等が、公共事業により採取された土砂等である場合であって、当該土砂等が第5条各号に掲げる土砂等に該当しないことについて、規則で定めるところにより事前に市長の承認を受けたものであるとき。

(2) (略)

(3) 当該土砂等が、他の場所への搬出を目的として土砂等のたい積を行う場所(当該場所において土砂等の採取場所が明確に区分されているものに限る。)から採取された土砂等である場合であって、当該採取場所から採取されたことを証するために必要な書面で規則で定めるもの及び第5条各号に掲げる土砂等に該当しないことを証するために必要な書面で規則で定めるものが添付されたとき。

(4) 前3号に定めるもののほか、当該土砂等について、第5条各号に掲げる土砂等に該当しないものとして、規則で定めるところにより市長が承認したとき。

(特定事業の廃止等)

第16条 第6条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業を廃止し、又は中止しようとするときは、当該特定事業の廃止又は中止後の当該特定事業による土壌の汚染の防止並びに特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止のために必要な措置を講じなければならない。

2から4まで (略)

5 前項の規定により、第1項の措置が講じられていない旨の通知を受けた者は、第2項の規定による廃止の届出に係る特定事業による土壌の汚染の防止並びに特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止のために必要な措置を講じなければならない。

できる。

(1) 当該土砂等が、公共事業により採取された土砂等である場合であって、当該土砂等が汚染されていないことについて、規則で定めるところにより事前に市長の承認を受けたものであるとき。

(2) (略)

(3) 当該土砂等が、他の場所への搬出を目的として土砂等のたい積を行う場所(当該場所において土砂等の採取場所が明確に区分されているものに限る。)から採取された土砂等である場合であって、当該採取場所から採取されたことを証するために必要な書面で規則で定めるもの及び汚染されていないことを証するために必要な書面で規則で定めるものが添付されたとき。

(4) 前3号に定めるもののほか、当該土砂等について、土壌の汚染のおそれがないものとして、規則で定めるところにより市長が承認したとき。

(特定事業の廃止等)

第16条 第6条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業を廃止し、又は中止しようとするときは、当該特定事業の廃止又は中止後の当該特定事業による土壌の汚染及び当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

2から4まで (略)

5 前項の規定により、第1項の措置が講じられていない旨の通知を受けた者は、第2項の規定による廃止の届出に係る特定事業による土壌の汚染又は当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(特定事業の完了等)

第 17 条 (略)

2 (略)

3 前項の規定により、特定事業による土壌の汚染の防止並びに特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止のために必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた者は、第 1 項の規定による届出に係る特定事業による土壌の汚染の防止並びに特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止のために必要な措置を講じなければならない。

(措置命令等)

第 19 条 (略)

2 市長は、土壌の汚染の防止並びに特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止のために緊急の必要があると認めるときは、当該特定事業を行う第 6 条の許可を受けた者(第 9 条第 1 項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更した者を除く。)に対し、当該特定事業を停止し、又は土壌の汚染の防止並びに特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止のために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

3 市長は、第 6 条又は第 9 条第 1 項の規定に違反して特定事業を施工した者に対し、当該特定事業に使用された土砂等の全部若しくは一部を撤去し、又は土壌の汚染の防止並びに特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止のために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

(許可の取消し等)

第 20 条 (略)

2 前項の規定により第 6 条の許可の取消しを受けた者(当該取消しに係る特定事業について前条各項の規定による命令を受け

(特定事業の完了等)

第 17 条 (略)

2 (略)

3 前項の規定により、特定事業による土壌の汚染又は特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた者は、第 1 項の規定による届出に係る特定事業による土壌の汚染又は特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(措置命令等)

第 19 条 (略)

2 市長は、特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、当該特定事業を行う第 6 条の許可を受けた者(第 9 条第 1 項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更した者を除く。)に対し、当該特定事業を停止し、又は当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

3 市長は、第 6 条又は第 9 条第 1 項の規定に違反して特定事業を施工した者に対し、当該特定事業に使用された土砂等の全部若しくは一部を撤去し、又は当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

(許可の取消し等)

第 20 条 (略)

2 前項の規定により第 6 条の許可の取消しを受けた者(当該取消しに係る特定事業について前条各項の規定による命令を受け

た者を除く。)は、当該取消しに係る特定事業による土壌の汚染の防止並びに特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止のために必要な措置を講じなければならない。

(廃止、完了又は取消しに伴う義務違反に対する措置命令等)

第21条 市長は、第16条第5項、第17条第3項又は前条第2項の規定に違反した者に対し、土壌の汚染の防止並びに特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止のために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

2 (略)

(土地所有者の義務)

第23条 第5条の3の規定により同意をした土地の所有者は、当該同意に係る特定事業による土壌の汚染の防止並びに特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止のため、当該特定事業が行われている間、規則で定めるところにより、定期的に当該特定事業の施工の状況を把握しなければならない。

2 第5条の3の規定により同意をした土地の所有者は、当該同意に係る特定事業による土壌の汚染若しくは特定事業区域の周辺の地域の生活環境に係る被害若しくは災害が発生し、又はこれらのおそれがあることを知ったときは、直ちに、当該特定事業を行う者に対し当該特定事業の中止を求め、又は原状回復その他の必要な措置を講ずるとともに、その旨を関係機関に通報しなければならない。

(土地所有者に対する勧告)

第24条 市長は、特定事業に第5条各号に掲げる土砂等が使用されていることを確認したときは、第5条の3の規定により同意をした土地の所有者に対し、期限を定めて、当該特定事業に使用された土砂等(当該土砂等により第5条各号に掲げる土砂

た者を除く。)は、当該取消しに係る特定事業による土壌の汚染又は当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(廃止、完了又は取消しに伴う義務違反に対する措置命令等)

第21条 市長は、第16条第5項、第17条第3項又は前条第2項の規定に違反した者に対し、特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

2 (略)

等となった土砂等を含む。)の全部若しくは一部を撤去し、又は当該特定事業による土壤の汚染を防止するために必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- 2 市長は、土壤の汚染の防止並びに特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止のために緊急の必要があると認めるときは、第5条の3の規定により同意をした土地の所有者に対し、期限を定めて、土壤の汚染の防止並びに特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止のために必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

第25条から第30条まで (略)

第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- (1) (略)
- (2) 第12条、第13条又は第25条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (3) 第26条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第32条及び第33条 (略)

第23条から第28条まで (略)

第29条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- (1) (略)
- (2) 第12条、第13条又は第23条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (3) 第24条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第30条及び第31条 (略)

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の取手市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第6条又は第9条第1項の許可を受けている者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）にこの条例による改正後の取手市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第6条又は第9条第1項の許可を受けた者とみなす。
- 3 施行日前に改正前の条例第6条又は第9条第1項の規定によりされた許可の申請であって、この条例の施行の際、許可又は不許可の処分がされていないものに係

る許可の基準については，なお従前の例による。

- 4 この条例の施行の際現に改正前の条例第6条又は第9条第1項の許可を受けている者に対する改正後の条例第19条から第21条までの規定による措置命令等及び許可の取消し等に関しては，施行日前に生じた事由については，なお従前の例による。
- 5 改正後の条例第23条及び第24条の規定は，施行日前にされた第6条又は第9条第1項の許可に係る特定事業については，適用しない。